

決議第ニ号

地方税制度の改正方針に関する意見書について
右のことについて別紙のとおり意見書を提出するものとする。

昭和三十一年十二月二十六日提出

提出者 三朝町議会議員
替或者 右 同

岸田 音一
天野 康三
米原 重義
馬野 輝美

昭和三十一年十二月二十六日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



地方税制度の改正方針に関する意見書

政府は最近地方税制度の改正を企画されているが、これが改正に当つては、地方住民の税負担の軽減を図るため、次のような措置を講ぜられたい。

記

- 一、住民税の課税については、本文方式に統一し、これによつて不足をきたす地方財源については、政府において特別な補てん措置を講ずること。
- 二、固定資産の再評価による農地の評価方式は、売買実例価格を基とし、限界収益率によつて修正せられんとしている。

現行税制の下において、このような評価方式によるときは、増税も予想されるので農業用施設についてもあわせて、農民に不安を抱かせることなく、将来にわたる格別の措置を講ずること。

右 本町議会の議決をもつて、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。